



## 規律ある明るい学校環境づくり

～ 暴力行為を防止し、よりよい人間関係づくりのために ～



がんばろう！千葉



千葉県マスコットキャラクター

「チーバくん」

平成23年8月発行  
平成30年3月改訂

千葉県教育委員会

# < 目 次 >

<b>I 千葉県での暴力行為の現状</b>	P 1 ~ 4
1 平成28年度千葉県公立小・中・高等学校の暴力行為の概要	
2 暴力行為の発生件数の推移	
3 暴力行為の現状分析と施策の方針	
<b>II 暴力行為の防止に向けて</b>	P 5 ~ 8
1 基本的な考え方	
2 暴力行為防止のポイント	
3 暴力行為が発生した場合の対応	
<b>III 対策と具体的な取組例</b> <b>— 10の対策 —</b>	
【対策1】暴力行為チェックリストの作成・活用を通して、自校の状況を把握する	P 9・10
【対策2】児童生徒一人一人の実態把握に努める	P 11
【対策3】生徒指導の機能を重視した「わかる授業」を展開する	P 12
【対策4】学校教育全体で道徳教育の充実を図る	P 13
【対策5】コミュニケーション能力を高め、豊かな人間関係づくりをすすめるとともに体験活動を通じて社会性を育成する	P 14
【対策6】美しく安全な校内環境を整備する	P 15
【対策7】あいさつ運動や下校時等のパトロールを実施する	P 16
【対策8】暴力行為防止のためのネットワークを形成する	P 17・18
【対策9】サポートチームを編成し、特定の児童生徒への支援を行う	P 19・20
【対策10】犯罪行為の重大さを考える機会を設定する	P 21

# I 千葉県の暴力行為の現状

## 1 平成28年度千葉県公立小・中・高等学校の暴力行為の概要

(1) 小・中・高等学校における暴力行為の発生件数は3,736件で、前年度の3,518件より218件増加。

### ア 校種別発生件数

小学校における発生件数は1,539件で、前年度の1,443件より96件増加している。

中学校における発生件数は2,018件で、前年度の1,861件より157件増加している。

高等学校における発生件数は179件で、前年度の214件より35件減少している。

### イ 形態別発生件数

#### (ア) 対教師暴力

小学校における発生件数は127件で、前年度の145件より18件減少している。中学校における発生件数は257件で、前年度の155件より102件増加している。高等学校における発生件数は7件で、前年度の12件より5件減少している。

#### (イ) 生徒間暴力

小学校における発生件数は1,285件で、前年度の1,131件より154件増加している。中学校における発生件数は1,190件で、前年度の1,164件より26件増加している。高等学校における発生件数は119件で、前年度の152件より33件減少している。

#### (ウ) 対人暴力

小学校における発生件数は11件で、前年度の24件より13件減少している。中学校における発生件数は76件で、前年度の55件より21件増加している。高等学校における発生件数は10件で、前年度の7件より3件増加している。

#### (エ) 器物損壊

小学校における発生件数は116件で、前年度の143件より27件減少している。中学校における発生件数は495件で、前年度の487件より8件増加している。高等学校における発生件数は43件で、前年度の43件と同数である。

学校種・形態別暴力行為発生件数（前年度比較・千葉県公立学校）

暴力行為 の形態	小学校		中学校		高等学校		合計	
	27年度	28年度	27年度	28年度	27年度	28年度	27年度	28年度
対教師暴力	145	127	155	257	12	7	312	391
生徒間暴力	1,131	1,285	1,164	1,190	152	119	2,447	2,594
対人暴力	24	11	55	76	7	10	86	97
器物破損	143	116	487	495	43	43	673	654
合計	1,443	1,539	1,861	2,018	214	179	3,518	3,736

## 2 暴力行為の発生件数の推移

### (1) 形態・学校種別の推移

校種別 形態・年度		小学校 (件)		中学校 (件)		高等学校 (件)		合計 (件)			増減
		学校内	学校外	学校内	学校外	学校内	学校外	学校内	学校外	計	
対教師 暴力	24年度	80	0	211	1	20	0	311	1	312	△ 50
	25年度	98	0	271	2	14	0	383	2	385	73
	26年度	225	0	235	3	17	0	477	3	480	95
	27年度	145	0	154	1	12	0	311	1	312	△168
	28年度	127	0	257	0	7	0	391	0	391	79
生徒間 暴力	24年度	353	23	1,048	148	152	22	1,553	193	1,746	12
	25年度	535	33	1,212	138	123	21	1,870	192	2,062	316
	26年度	668	20	1,210	123	139	12	2,017	155	2,172	110
	27年度	1,077	54	1,102	62	143	9	2,322	125	2,447	275
	28年度	1,238	47	1,148	42	103	16	2,489	105	2,594	147
対人 暴力	24年度	2	2	8	65	0	8	10	75	85	△ 6
	25年度	19	2	44	66	3	13	66	81	147	62
	26年度	7	8	12	41	1	3	20	52	72	△ 75
	27年度	19	5	37	18	6	1	62	24	86	14
	28年度	9	2	38	38	3	7	50	47	97	11
器物 破損	24年度	86	—	575	—	83	—	744	—	744	△152
	25年度	101	—	673	—	63	—	837	—	837	93
	26年度	134	—	661	—	38	—	833	—	833	△ 4
	27年度	143	—	487	—	43	—	673	—	673	△160
	28年度	116	—	495	—	43	—	654	—	654	△ 19
合計	24年度	521	25	1,842	214	255	30	2,618	269	2,887	△196
	25年度	753	35	2,200	206	203	34	3,156	275	3,431	544
	26年度	1,034	28	2,118	167	195	15	3,347	210	3,557	126
	27年度	1,384	59	1,780	81	204	10	3,368	150	3,518	△ 39
	28年度	1,490	49	1,838	80	156	23	3,584	152	3,736	218

### (2) 全国との比較の推移 (暴力行為発生件数)

学校種 区分	小学校		中学校		高等学校		合計	
	千葉県	全国	千葉県	全国	千葉県	全国	千葉県	全国
24年度	546	8,296	2,056	38,218	285	9,322	2,887	55,836
25年度	788	10,896	2,406	40,246	237	8,203	3,431	59,345
26年度	1,062	11,472	2,285	35,683	210	7,091	3,557	54,246
27年度	1,443	17,078	1,861	33,073	214	6,655	3,518	56,806
28年度	1,539	22,841	2,018	30,148	179	6,455	3,736	59,444
増加率	2.82倍	2.75倍	0.98倍	0.79倍	0.63倍	0.69倍	1.29倍	1.06倍

※全国のデータは、国公立学校における数値を示したものの。

※増加率・・・平成23年度を基準とした平成27年度の発生件数を倍率で示したものの。

### 3 暴力行為の現状分析と施策の方針

- (1) 平成28年度千葉県公立小・中・高等学校の暴力行為発生件数（合計）は平成18年度以降最高となっている。
- (2) 小学校では、対教師暴力は減少したものの生徒間暴力、対人暴力の増加率が高くなっており、暴力行為の低年齢化が顕著である。
- (3) 生徒間暴力発生件数について、過去5年間の学校内と学校外の比率の推移は以下のとおりである。

<b>【小学校】</b>				
平成24年度	校内	353件	校外	23件 = 15.3 : 1
平成28年度	校内	1,238件	校外	47件 = 26.3 : 1
<b>【中学校】</b>				
平成24年度	校内	1,048件	校外	148件 = 7.0 : 1
平成28年度	校内	1,148件	校外	42件 = 27.3 : 1
<b>【高等学校】</b>				
平成24年度	校内	152件	校外	22件 = 6.9 : 1
平成28年度	校内	103件	校外	16件 = 6.4 : 1

全ての学校種において、生徒間暴力が、学校内で発生する割合が高くなっている。特に小学校では、発生件数の増加が著しく、以下の点が懸念される。

ア 暴力行為に対する教員等の抑止力が効きにくくなっている。

イ 児童の意識において、学校内での暴力行為に対する精神的な抵抗が少なくなっている。

ウ 校内の暴力行為等について学校生活を送る上で、不安を感じている児童が増加している。

暴力行為に対する小学校での対応を再確認、再構築する必要がある。

- (5) 上記(4)の分析について、校内での暴力行為が増加しているのに、校外での暴力行為が減少しているのは、暴力行為を認知できていないのではないかとの見方も考えられる。

校外での暴力行為は、発見が困難であり、重症化しやすい傾向にあるため、暴力行為の正確な認知及び学校種間での情報交換や、関係機関との連携を強化する必要がある。

- (6) 中学校における暴力行為は増加しているが、高等学校においては減少傾向である。中学生・高校生による暴力行為は、重大な結果を招きかねず、深刻ないじめやトラブルにつながる可能性も大きいため、引き続き学校内での生徒の様子を注意深く見守るなどする必要がある。

中学校、高等学校ともに暴力という犯罪行為について、加害者としての法的責任（刑事、民事）について法教育の手法で指導したり、被害者の生の声を聞かせる指導をしたりするなど、現実を直視させる取組が必要である。

- (7) 増加する暴力行為に対処するため、コミュニケーション能力の育成や豊かな人間関係づくり推進事業をさらに進める必要がある。

(8) 特に暴力行為の傾向が強い児童生徒を対象とした、サポートチームにより組織的に対応することが必要である。

## Ⅱ 暴力行為の防止に向けて

### 1 基本的な考え方

#### (1) 暴力行為は、社会において許されない行為

暴力行為は、社会において許されない行為であることから、「学校においてもいかなる理由からも認められないし絶対に許されない行為である」と暴力を明確に否定することが肝要である。また、「暴力は人権の侵害でもあり人権尊重の精神に反する」との認識を、全教職員が共有した上で、学校における一致協力した取組が不可欠である。

#### (2) 暴力行為の指導に当たって

指導に当たる教員は、問題を起こした児童生徒との信頼関係に基づいた対話を心がけるとともに、暴力が発生した背景と思われる一人一人の特性や生活環境などを把握し、多面的・客観的に理解した上で、児童生徒の自己指導能力を育てることを重点に置いて教育的に指導を進める必要がある。

#### (3) 毅然とした対応と解決に向けた粘り強い姿勢

学校における秩序の破壊や他の児童生徒の学習を妨げる暴力行為に対しては、教職員の毅然とした対応や解決に向けた粘り強い姿勢が求められる。また、場合によっては出席停止や懲戒などの措置が必要となることもある。

## 2 暴力行為防止のポイント

### (1) 指導体制の確立

各学校においては、あらかじめ暴力行為となる内容や程度などを教職員に具体的に明示したうえで、学校における教育理念や方針に基づいて暴力行為に対する一定の指導基準を明確にする必要がある。

そして、学校全体として暴力行為に対する一致した指導方針を共有し、管理職のリーダーシップのもと、暴力行為に対して教職員が協働して対応していく校内の指導体制を確立する必要がある。

また、暴力行為の発生を想定しての教職員の役割分担・協力体制の構築及び家庭や関係機関との連携などについての対応マニュアルの整備、児童生徒の悩みなどへ早期に対応するための教育相談体制の充実、個別な事情を抱えた児童生徒への特別な配慮と指導などが求められている。

### (2) 多面的・客観的な個別理解

個々の暴力行為の背景には、児童生徒の特性や発達課題から個人を取り巻く家庭・学校・社会環境に至るまで様々な要因が考えられる。

したがって、個別事案に対して的確に対応するためには、教職員が生徒指導に関連した法律の知識や教育相談の技法などを学び、児童生徒を多面的・客観的に理解するように努めながら、指導に当たることが肝要である。

また、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど、異なる視点を持つ職員から専門的助言を求めることにより、暴力行為の前兆の発見や早期対応を図ることも大切である。

### (3) 規範意識の育成

規範意識は、家庭におけるしつけ教育や基本的な生活習慣の確立を基盤として、学校におけるすべての教育活動を通じて養われていくものである。そして、規範意識を育成することは、暴力行為のない安全で規律よく学べる学校環境づくりに結びついていくことでもある。

暴力行為を予防するためには、学校や学級のきまりを守るなどの身近なことがらや、自分たちが住む社会の法律を守る意味と重要性などの社会全体としてのことがらを継続的に指導していくことが大切である。

暴力行為の予防という視点から規範意識の育成にかかわる活動を例示すると、①人権尊重・正義感や公正さ・命の大切さ・被害者の視点などを取り上げた教育活動、②他者とのかわり方など社会性を身に付ける取組、③体験学習やボランティア活動、地域社会と連携した取組、などが挙げられる。



#### (4) 集団生活の向上

個々の児童生徒がよりよく成長を遂げるためには、学級集団・学年集団など児童生徒の毎日の生活の基盤となる集団が望ましいものでなければならない。また、望ましい集団生活を通して、生徒指導のねらいである自己指導能力や自己実現のための態度や能力が育成され、これが規律ある明るい学校環境づくりに大きく寄与する。

##### ア 所属する集団を、自分たちの力によって円滑に運営することを学ぶ

学級・学年単位の集団、学級や学年の枠を超えた集団、いずれの場合も、可能な限り児童生徒の自主性を尊重し、創意を生かし、目標達成の喜びを味わわせることが大切である。また、児童生徒が学級・学年や学校生活上の諸問題を自ら積極的に見だし、自主的に解決できるようにするために、一人一人の思いや願いを生かし、話し合いを繰り返す過程で、望ましい集団活動の方法や実践的な態度を身に付けていくようにさせることが重要である。

##### イ 互いの人格を尊重し合って生きることの大切さを学ぶ

現実の集団生活の場においては、個々の人格が軽視されたり、無視されたりすることがあり、誤解や対立が生じることがある。しかし、本来、どのような集団であってもそのようなことがあってはならない。集団生活の中でよりよい人間関係を築くことが重要である。

児童生徒は、集団活動における協力し合う過程で、互いの理解を深め人間関係を深めていく。そして、望ましい集団活動の場においてこそ、それぞれが個性を生かし、持てる能力を発揮して協働できるものであり、互いの人格を尊重し合って生きることの大切さを学ぶことができる。

##### ウ 集団(社会)の一因としての望ましい態度や行動の在り方を学ぶ

個人と集団とは相互関係にある。児童生徒にとって望ましい学級、学年、学校をつくるのが、児童生徒の成長を促進させることとなる。

したがって、学校での多様な集団活動において、児童生徒一人一人に役割を受け持たせ、自己存在感を持たせることが重要である。また、集団との関係で自己の在り方を自覚させるように指導し、集団の一員としての連帯感や責任感を養うことが大切である。そして、社会の一員として生活の充実と向上のために進んで貢献していこうとする態度や行動を身に付けさせ、様々な場面で自己の能力をよりよく生かし自己実現を図るようにさせることも大切である。

### 3 暴力行為が発生した場合の対応

暴力行為の発生に伴う学校としての指導の基本は、以下のものが考えられる。

暴力行為の発生に伴う学校としての指導の基本項目
① 児童生徒との信頼関係に配慮した対話
② 暴力の背景にある要因をきめ細かく把握した上での個別理解
③ 管理職のリーダーシップによる教職員の一致協力した指導体制の構築
④ 事案によっては、教育委員会等との連携や家庭・地域への協力依頼

各学校段階において発生する暴力行為は多様であり、その態様・程度や児童生徒が個別に抱えた問題などにより対応が分かれる。暴力行為が発生した場合、あらかじめ作成したマニュアルや指導基準に基づいた対応が行われることになるが、深刻な暴力行為に対しては、個々の事例に即した的確な判断と十分な教育的配慮のもとで出席停止や懲戒などを含めた措置を講じる必要がある。

暴力行為が発生した場合の対応の基本は、以下のものが考えられる。

暴力行為の発生に伴う対応の基本項目
① 緊急性や軽重などを判断した迅速な対応（複数の教職員による対応）
② 当事者（加害者と被害者）への対応と援助、周囲への指導
③ 正確な事実関係の把握
④ 指導方針の決定
⑤ 役割分担による指導と対応策の周知
⑥ 保護者、地域、関係機関等との連携

なお、暴力行為の発生に伴う対応の基本項目の表中の①から③の初期対応に当たり、教職員は、事態の緊急性や軽重を総合的に判断すること、当事者の興奮や怒りを鎮めること、被害者の安全確保を図ることなどにおいて、判断と行動の両面における迅速さが求められる。

また、当事者や関係者から正確な事実関係を把握するためには、誘導的質問や先入観を排し、中立的姿勢に基づいた聴取が必要である。

# III 対策と具体例



10の対策

## 【対策1】

暴力行為チェックリストの作成・活用を通して、自校の状況を把握する

### <最重要>

1 暴力行為防止チェックリストを作成し、定期的を実施する。

- ・ 「小さな問題行動等を見逃していないか」「教職員の共通理解・共通行動ができているか」という視点で作成する。
- ・ 学校生活の節目ごと定期的に、全教職員により実施する。

具体的な

取組例

2 集計結果を検討し、全教職員へ周知・徹底する。

- ・ 生徒指導委員会等で、集計結果を「教職員の共通理解・共通行動ができているか」という視点で検討する。
- ・ 職員会議等で、集計及び検討結果の全教職員への周知・徹底を図る。

3 自校の状況を把握し、指導のポイントを明確にする。

### 留意点

- ・ 自校の状況を把握した上で、今後の指導のポイントを全教職員で共通理解し、共通行動ができるようにする。

- ※ 次ページに参考例を提示しましたが、学校の実態に合わせ、「登下校時間」「休み時間」「給食時間」など、児童生徒の学校生活の節目ごとのチェックリストを作成する方法もあります。
- ※ 既にチェックリストを作成・活用している学校は、内容を確認した上で、既存のチェックリストを活用してください。

## 【暴力行為防止のためのチェックリストの参考例】

＜あてはまる・・・1、ややあてはまる・・・2、ややあてはまらない・・・3、あてはまらない・・・4＞

	チェック項目	チェック欄			
登下校	朝、帰りのあいさつができています。	1	2	3	4
	登下校時間を守っている。	1	2	3	4
	交通ルールや乗車マナーを守っている。	1	2	3	4
	児童生徒の服装は適切である。	1	2	3	4

	チェック項目	チェック欄			
授業中	始めと終わりのあいさつができています。	1	2	3	4
	チャイム着席が守られている。	1	2	3	4
	授業開始時に机や椅子が整頓されている。	1	2	3	4
	授業開始時に授業道具が用意されている。	1	2	3	4
	児童生徒の服装は適切である。	1	2	3	4
	発言や話し合いの仕方など、授業の約束が守られている。	1	2	3	4
	かばんや持ち物がロッカー等に整理整頓されている。	1	2	3	4

	チェック項目	チェック欄			
休憩時間	児童生徒の言葉遣いは乱れていない。	1	2	3	4
	プロレスごっこ等暴力行為に等しい遊びをしていない。	1	2	3	4
	校舎内で走り回る児童生徒はいない。	1	2	3	4
	壁やドアをたたいたり蹴ったりはしていない。	1	2	3	4

	チェック項目	チェック欄			
校内整備	通学用自転車が自転車置き場に整頓されている。	1	2	3	4
	下駄箱の靴等が整頓されている。	1	2	3	4
	校内掲示が適切に整備されている。	1	2	3	4
	廊下や階段などにごみが落ちていない。	1	2	3	4
	トイレが清潔でトイレットペーパーが常備されている。	1	2	3	4
	手洗い場が清潔で石けんが常備されている。	1	2	3	4
	清掃用具や体育用具が整理整頓されている。	1	2	3	4
	部活動の部室や活動場所が整理整頓されている。	1	2	3	4

	チェック項目	チェック欄			
生徒指導	トラブル発生時、複数の教員による迅速な対応ができています。	1	2	3	4
	児童生徒を指導した場合、指導を完結させています。	1	2	3	4
	他学年の生徒指導の様子を把握しています。	1	2	3	4
	生活ノート等を活用して児童生徒の家庭での様子を把握しています。	1	2	3	4
	教職員は乱暴な言動をしていない。	1	2	3	4

※ 上記は参考例である。学校の実態に合わせ、「給食」「清掃」「放課後」などをチェックリストに加え、児童生徒の1日の生活をイメージして作成する方法もある。

※ なお、作成にあたっては、校内研修等の一環として全教職員で話し合い、暴力行為防止への教職員の意識高揚にも努める。

## 【対策2】

### 児童生徒一人一人の実態把握に努める

#### <最重要>

1 定期的にアンケート調査を実施する。

- ・ いじめの問題への対応と同様に、早期発見、早期対応、再発防止のために「小さな問題行動等を見逃さない」という観点で作成する。

2 個人面談や生活記録ノート等を活用する。

- ・ 個人面談では、児童生徒といつでも相談できる関係を築くとともに、内面外面における変化の発見に努める。
- ・ 生活記録ノート等を通して、家庭での学習状況等の把握に加え、規律ある生活を送れているか確認する。

3 学年会議、生徒指導委員会等で、情報を共有する。

- ・ 情報の共有にとどまらず、対応策や今後の方針を検討し、共通行動をとれるようにする。

4 特定の児童生徒の指導記録を作成する。

- ・ 問題行動を繰り返す児童生徒に対する指導記録を作成し、改善に向けた対応策を検討し、職員間で共有する。

具体的な  
取組例

#### 留意点

- ※ 既に「学校生活アンケート」等を作成・活用している学校は、暴力行為の未然防止、早期発見等の観点を加味したうえで、活用をお願いします。
- ※ 児童生徒と積極的にかかわり、理解を深めようと努力することで、子どもたちも、教職員へ情報を発信しようという姿勢に変わります。
- ※ 未然防止を心がけ、早期発見、適切な初期対応に努めることが、その後の連鎖の防止につながります。

### 【対策3】

生徒指導の機能を重視した「わかる授業」を展開する

具体的な  
取組例

#### <最重要>

1 共感的人間関係にあふれた授業を展開する。

- ・ 児童生徒が安心して発言や活動が行える環境を整える。
- ・ お互いを成長させる肯定感にあふれた人間関係を育てる。
- ・ 努力に対する評価と称賛を積極的に与え、つまずきや障害に対しては、それを乗り越えるための援助をする。

2 自己存在感を持たせる場면을重視した授業を展開する。

- ・ 個々の発達段階に応じた主体的な活動の場面を与える。
- ・ 活動に対しては、成長につながる評価を積極的に行う。

3 自己決定の場면을重視した授業を展開する。

- ・ 自ら課題を設定させ、自力で解決する機会を設ける。
- ・ 学習の仕方や態度などを身に付け、自ら学習内容や方法を選択できるよう、指導と支援を行う。

#### 留意点

児童生徒の非行等問題行動の背景として、学業上の不適応が大きな比重を占めています。以下の点に留意しながら、「わかる授業」を展開し、自己実現を図るための自己指導能力の育成を目指してください。

- ※ 学習の目標を把握し、学習の方法がわかり、自分で取り組めること
- ※ 探究することや問題解決、表現の習熟等の学習活動に熱中できること
- ※ 学習の達成や成功の喜びが体験できること

(「生徒指導の充実のために」より)

## 【対策4】

### 学校教育全体で道德教育の充実を図る

#### 具体的な 取組例

#### <最重要>

1 「生命の尊重」「規範意識」「思いやり」などを重点項目として道德教育を展開する。

- ・ 千葉県における道德教育の主題である『いのち』のつながりと輝きのもと、「生命の尊重」、「規範意識」、「家族や自分の周りにいる人たちの支えに感謝する」等を扱った教材を活用して道德の授業を展開する。
- ・ 高等学校においては LHR など特別活動の時間を中心に重点項目について授業を展開する。（「道德」を学ぶ時間の活用）

2 実践事例集「心豊かに」などを積極的に活用し、授業を展開する。

- ・ 全校一斉または学年一斉で道德の授業の公開や指導助言者を招いての授業研修会を行う。
- ・ 公開授業を保護者や地域の方々を招いて行い、地域全体で児童生徒が「思いやりの心」「生命の尊重」「規範意識」の醸成を育む体制を作る。

#### 留意点

##### ※ 「心豊かに」の活用例

- ・ 学校、学年単位で、実践事例集「心豊かに」を用いて授業を行い、互いに参観しあいながら指導力の向上を図るとともに、児童生徒の道德性をより高めていきます。
- ・ 今年度行っている「心の教育推進キャンペーン実行委員による授業公開」を参観します。

##### ※ 「心の教育啓発ポスター」の活用

- ・ 「心の教育啓発ポスター」を道德の授業だけでなく、朝の会、帰りの会等でも活用できます。



## 【対策5】

コミュニケーション能力を高め、豊かな人間関係づくりを  
すすめるとともに体験活動を通じて社会性を育成する

具体的な  
取組例

### <最重要>

- 1 (小中学校)「豊かな人間関係づくり実践プログラム」を実施する。  
(高等学校)LHR等で、「人間としての在り方・生き方」について話し合いを行う。
- 2 友人と協力しながら主体的に他人や学校、社会のために役立てようとする気持ちを高めるため、地域行事やボランティア活動に参加する取組を行う。

3 ソーシャルスキルトレーニングを実践する。(高等学校)

4 構成的グループエンカウンターを実践する。

## 留意点

- ※ 「豊かな人間関係づくり実践プログラム」については、千葉県教育委員会のホームページからダウンロードできます。  
(<https://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/shidou/shou-chuu/omoiyariplan/download.html>)
- ※ 「人間関係の在り方について」の話し合いには、千葉県高等学校教育研究会生徒指導部会が発行している「High School Life 21」等が活用できます。また、スクールアドバイザー制度、スクールカウンセラーなどを活用して職員研修の充実を図ることができます。
- ※ ソーシャルスキルトレーニング等の研修については、千葉県子どもと親のサポートセンターが行っています。同センターのスクールアドバイザー制度を使って、専門の大学教授等を派遣することもできます。
- ※ 構成的グループエンカウンターについては、千葉県子どもと親のサポートセンターが発刊した「教育相談機能を活かした教育相談実践事例集」等を活用して職員研修の充実を図ってください。

## 【対策6】

### 美しく安全な校内環境を整備する

具体的な  
取組例

#### <最重要>

1 校内の美化及び定期安全点検を確実に実施する。

- ・ 清掃活動を中心として、いつもきれいな学校を目指して取り組む。授業前の教室内のゴミ拾い等も重要。
- ・ 安全点検は定期的に、全教職員が実際にその場を確認し、実施する。毎日の戸締まり点検も重要。
- ・ 壊れているところは、できるだけ早く修繕する。

2 清掃活動(指導)を徹底する。

- ・ 教職員は率先して児童生徒と一緒に活動する。
- ・ 児童会・生徒会の委員会や生活班を活用した清掃点検を実施する。
- ・ 早くきれいにするための清掃手順を検討させる。

3 教室・廊下等の環境美化に取り組む。

- ・ 児童生徒のロッカーの整理整頓、背面黒板の使い方、教室内や廊下の掲示物について、児童生徒と一緒に取り組む。

#### 留意点

- ※ 「人が環境をつくり、環境が人をつくる」と言われます。きれいな場所は汚しにくいものです。まずは、教職員が気づく目を持って、校舎内外を点検し、児童生徒と一緒に取り組んでいくことが大切です。
- ※ 壊れた場所を発見した場合の修繕までの手順について、教職員で確認をお願いします。壊れた場所をそのままにしておくと、児童生徒の心の荒廃につながります。早めの修繕が必要です。

## 【対策7】

あいさつ運動や下校時等のパトロールを実施する

### <最重要>

1 下校時等のパトロールを実施する。

- ・ 通学路に教職員を配置したり、巡回したりして、下校時のパトロールをする。
- ・ 自治会や防犯協会、シルバーボランティア等に児童生徒の下校時刻を知らせて、下校時のパトロールを依頼する。
- ・ 教職員がPTAや地域の健全育成団体と連携して、地域の祭りや行事のパトロールを行う。
- ・ 日頃から児童生徒の学校外で集まる場所の情報を収集し、定期的にパトロールを行う。

具体的な  
取組例

2 あいさつ運動を実施する。

- ・ 児童会・生徒会の活動の一環として、教職員と一緒にあいさつ運動を実施する。
- ・ 保護者や地域の健全育成組織、自治会等に協力を依頼し、朝のおはよう運動を実施する。
- ・ 学区の小中高等学校が連携して、おはよう運動を実施する方法もある。
- ・ 全校で授業の始終でのあいさつをしっかりと取り組む。

### 留意点

- ※ あいさつ運動や下校時のパトロールを実施することで、児童生徒の登下校時の様子を把握することもできます。
- ※ 地域の方々に働きかけることによって、教職員以外の大人が児童生徒に関わることができるとともに、学校の生徒指導に対する理解と協力体制を築くことができます。
- ※ 校内であいさつが活発に行われるようになると、暴力行為を起こさせない雰囲気醸成することができます。

## 【対策8】

### 暴力行為防止のためのネットワークを形成する

#### <最重要>

1 複数の学校にまたがっている暴力行為に関する事案について、当該校の教職員同士が、積極的に連絡を取り合って情報交換を行う。また、状況によっては、合同対策会議を開く。

2 異校種間による連携を計画的に組織的に行う。

#### (1) 小中連携

中学校区を単位として、学区内の小学校との連携を深める。年度末に行われる、入学生（小学校においては卒業生）に関する情報交換にとどまらずに、年度当初から計画的に合同研修や授業参観を実施することで、小中共通の課題を見出し、9か年を見通した共同歩調による指導・支援を行う。

#### (2) 中高連携

市町村などの地区を単位として、地区内の中学校と高等学校の連携を深める。年度末に、入学生（中学校においては卒業生）に関する情報交換を進学先の高等学校と出身中学校との間で行うことのできるシステムを構築することで、配慮を要する生徒について中高一貫した指導・支援を行う。

3 関係機関との連携を行い、効果的な指導をねらう。

(1) 「学校・警察連絡制度」の積極的な活用、警察署や少年センターへの相談や情報提供による警察との連携により、非行少年の「たまり場」の解消など、児童生徒の暴力行為の未然防止や効果的な事後指導を進める。

具体的な  
取組例

- (2) 自治体の担当部署や児童相談所、家庭裁判所等への相談により、児童生徒の暴力行為の未然防止や効果的な事後指導を進める。
- (3) 子どもと親のサポートセンターが実施している「学校支援事業」の活用や、「スクールアドバイザー制度」を活用した教職員の研修を積極的に行う。
- (4) 深刻な事案については、県警が実施している「スクール・サポーター制度」の活用や、各教育事務所に配置されている生徒指導専任指導主事の派遣により指導体制の強化を図る。

## 留意点

- 4 地域住民や補導員、民生・児童委員等との定期的な会議を通して、課題についての対策を協議し、協力して対応する。

- ※ 暴力行為の背景には発達障害等、様々な要因が考えられることがあります。行動の特性を理解し、適切な支援を行うために、特別支援学校の特別支援教育コーディネーターからの助言やアセスメントを受けることもできます。
- ※ 地域住民や補導員、民生・児童委員、青少年育成委員等と協力して、非行少年の「たまり場（公園・ゲームセンター・大型店舗等）」への定期的なパトロールを行うことは効果的な対応の一つです。その際に、警察官にも同行してもらうことで、より効果を高めることも考えられます。
- ※ 学区や近隣にある店舗（コンビニエンスストア・スーパーマーケット等）への定期的なパトロール等によって、店長や店員とのコミュニケーションを深めることも、効果的な連携の一つです。
- ※ 学校は、地域住民から、児童生徒の夜間や休日の様子、「たまり場」の状況などについての情報が提供されるように、日頃から信頼関係の構築に努める必要があります。
- ※ 問題行動を起こしている一部の児童生徒への対応に関する連携だけでなく、一般児童生徒の「安心できる居場所づくり」のために協力していくことが、暴力行為を未然に防ぐ雰囲気を醸成することになります。

## 【対策9】

サポートチームを編成し、特定の児童生徒への支援を行う

### <最重要>

1 課題（暴力行為）を抱える児童生徒を対象とするサポートチームを編成して対応する。

- ・管理職を中心とした会議が、児童生徒の抱えている課題に応じて、サポートチームのメンバーを選定する。
- ・メンバーの選定に当たっては、可能な限り心の専門家（スクールカウンセラー等）の意見を参考に行うことが望ましい。
- ・構成メンバーについては、児童生徒の課題によって、校外の人的資源（リソース）も視野に入れる。【対策8】のネットワーク内にある人材を活用する。

《例》 民生・児童委員 青少年相談員 青少年育成委員 補導員 生徒指導専任指導主事 スクール・サポーター 等

2 計画に基づいた具体的な支援を行う。

- ・サポートチームが中心となって、対象の児童生徒についての情報を収集・整理した上で、多角的な支援を前提とした支援計画を立案し、支援方法について共通理解を図る。
- ・計画に基づいて、支援を行う。

3 定期的に支援についての反省を行い、改善を行う。

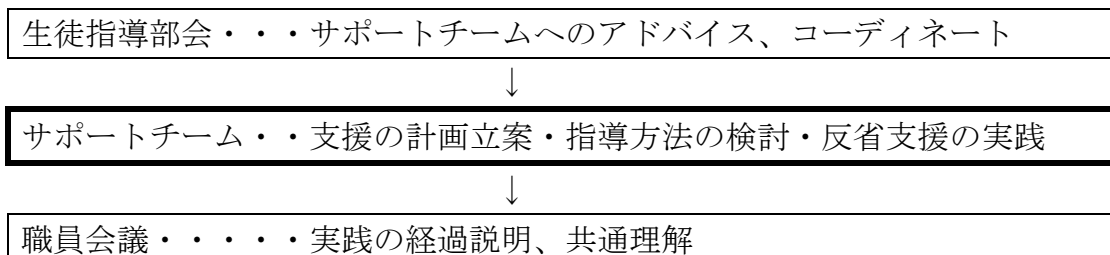
- ・定期的に会議を開き、支援方法についての評価や反省を繰り返して行う。必要によっては心理教育的アセスメントを導入しながら改善を図る。

具体的な  
取組例

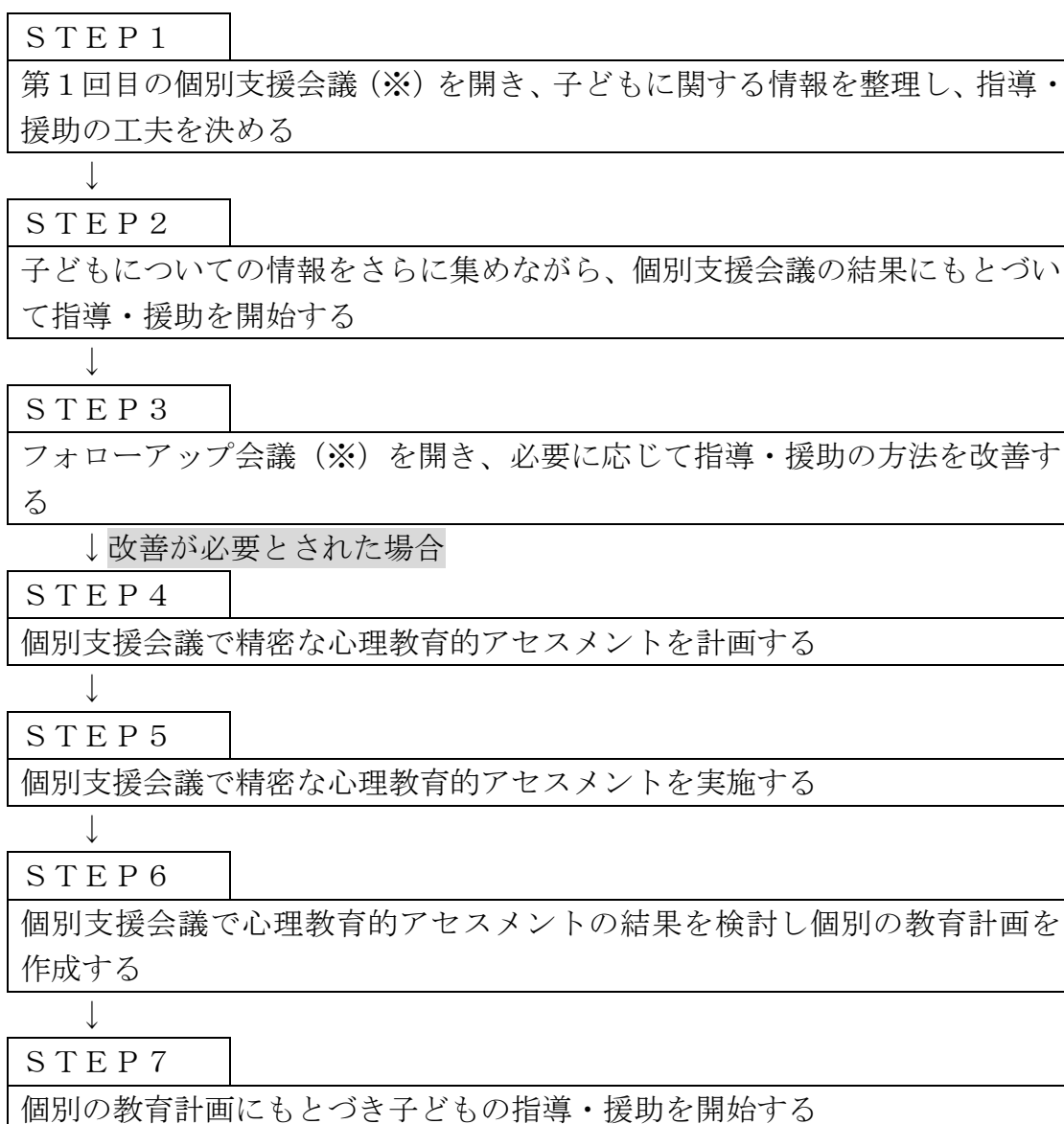
### 留意点

- ※ 学校によって、複数のサポートチームを編成する場合は、それに応じた無理のない人数で編成を行う必要があります。
  - ※ サポートチームの支援方法や支援経過について、全教職員で共通理解できるようにすることが大切です。
  - ※ 「心理教育的アセスメント」とは、心理検査などの客観的な判断のできるツールを用いて情報を収集・分析し、子どもの特性や状況を理解して見立てを行うことです。
- ★次ページに展開例を提示しています。

## 《サポートチームの位置づけ》



## 《支援のながれ》



※個別支援会議・・・サポートチームによって開かれる会議

※フォローアップ会議・・・サポートチームの支援について、評価を行う会議

## 【対策10】

犯罪行為の重大さを考える機会を設定する

具体的な  
取組例

### <最重要>

- 1 犯罪被害者のおかれている状況や心情について具体的な資料を基に話し合いを行う。(小学校高学年・中・高等学校)
- 2 友達とのケンカや、思い通りにならない時に物にあたったなど、身近な経験を基に、暴力について考え、集団のルールづくりを行う。(小学校低学年)

- 3 犯罪行為に対処する知識と加害者が負う責任について法教育を通して理解させる。(中・高等学校)

### 留意点

- ※ 警察庁のHPに犯罪被害者等施策に犯罪被害者について考える資料が掲載されています。  
<http://www.npa.go.jp/hanzaihigai/kohyo/keihatsu/kyouzai-student/index.html> (児童生徒向け教材) ※ 「友達が被害者になったら」  
<http://www.npa.go.jp/hanzaihigai/kou-kei/kyouzai/index.html> (青少年向け教材) ※ 「私たちにできること」
- ※ 犯罪被害者の手記が掲載されています。 ※ 「被害者等や支援者の声」  
<http://www.npa.go.jp/hanzaihigai/sesaku/higai/koe.html>
- ※ 文部科学省のホームページに掲載されている非行防止教室等プログラム事例集を参考にしてください。 ※ 非行防止教室等プログラム事例集  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/mondai04.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/mondai04.htm)
- ※ 具体的な、事例を取り扱う際は、児童生徒の発達段階を考慮して教材を選択してください。また、プライバシーに配慮してください。
- ※ 授業等を実施するに当たり、学級内に犯罪被害者やその家族である児童生徒がある場合は、十分に配慮をしてください。
- ※ 先生方自身が問題意識を持ち、その問題意識を持った視点で教材を選定し、先生方の言葉で児童生徒に語りかけてください。